

(趣旨)

第1条 この規則は、豊明市附属機関設置条例(平成26年豊明市条例第34号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、豊明市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担任意務)

第2条 条例第2条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関する事務
- (2) その他都市計画マスタープランを策定するために必要な事務

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体の役員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募により選出された者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から豊明市都市計画マスタープランの策定が終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 委員会は、豊明市都市計画マスタープラン策定に至るまでの個別事項の研究、検討及び協議を行うため、作業部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、委員会から付託された事項について調査、研究及び検討を行い、その結果を委員会に報告する。

3 部会は、部会長、副部会長及び部会員で組織する。

4 部会長は経済建設部長を、副部会長は都市計画課長をもって充て、部会員は、職員のうちから市長が任命する。

5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

6 部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第8条 委員会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、経済建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。